

## 訪問看護推進事業実施要綱

### 1 事業の目的

在宅療養支援の中心的な役割を担う訪問看護師の確保・育成・定着のため、訪問看護ステーションにおける人材育成体制を整備し、訪問看護に携わる看護師等の資質向上を図ることにより、道内の訪問看護サービスの向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

北海道

### 3 事業の委託

道が適当と認めた事業者に委託して実施する。

### 4 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

### 5 委託業務の概要

コーディネーター等を配置の上、各医療圏域（第三次）の拠点となるステーションと連携し、次の事業を実施する。

#### （1）訪問看護ステーション支援事業の実施

ア 新卒者・未経験者を採用した訪問看護ステーション等に対する人材育成支援

（ア）各圏域の拠点となるステーションが、圏域内の新卒者・未経験者を採用したステーション等に対し、同行訪問や育成プログラムの作成・評価支援、困難事例のコンサルテーション等により人材育成支援が円滑に行えるよう、相談・助言を行う。

（イ）各圏域の拠点となるステーションの管理者や教育担当者等を対象とした会議等を実施し、圏域内の人材育成体制の課題等を共有・検討する。

（ウ）各圏域の拠点となるステーションが、圏域内の訪問看護に関心のある看護職や学生等の実地研修の受け入れを積極的に行えるよう、医療機関等との調整を行う。

イ 各圏域の課題等の集積・分析

訪問看護ステーションにおける人材育成体制に係る各圏域の現状・ニーズ等の把握、課題分析を行う。

ウ 新卒・未経験看護師の交流会等

訪問看護ステーションの新卒・未経験看護師の就業定着のための交流会等を実施する。

エ その他、訪問看護ステーションの人材育成に資する事業

#### （2）研修会の開催

訪問看護人材の育成や定着に関する取組や課題を共有・検討し、訪問看護ステーションにおける人材確保・定着及び人材育成体制の強化を図るため、訪問看護ステーション管理者等を対象とした研修会の実施

(3) 普及啓発事業の実施

訪問看護の実際や魅力を PR し、訪問看護への関心を高めるとともに、訪問看護の理解促進と人材確保を図るためのシンポジウム等の実施

6 その他

委託契約書及び実施要綱に定めのない事項については、必要に応じ協議の上定めるものとする。